

「うらみのすけ」の発想をめぐって

田 中 伸

作品研究における素材の発見、或は発想の考察というたぐいの研究は、その作品研究の上に如何なる発言権を有するものであるうか。文学研究としては、或る種の限界のあることは当然であるが、その限界点を見きわめることの困難なことも異論のないところであろう。しかしながら、その素材の形象化とか、発想を如何に再構成し具象化するかという創作過程を考えることは、その作品の方法発見の用途、ひいてはその形態上の特質を確認する役割として、注目すべき研究方法と云いるのである。従つてその作品が、どの素材を選んだかという点に目的があるのではなく、むしろその素材がどうして選ばれたか、或は如何に形象化されたかそしてそれは如何なる理由によるかが考察されて、始めて素材論がその作品研究に発言権を持ちうると考えるのである。

その意味において仮名草子「うらみのすけ」を、慶長十四年の所謂「宮廷密通事件」の（注一）ニューストリーのアレンジメントであるとする松田修氏の主張は野間光辰氏の御意見をかりるまでもな

く、「うらみのすけ」の素材論としての役割を果たしていないと云いうる。只、慶長という歴史の変動を底に、関ヶ原の合戦以後の混乱と不安との貌を「密通事件」の背後に見ることは可能であり、その世相のもとにあった京都を背景に「うらみのすけ」の発想を見ることは必ずしも誤りとは云いえないのである。現に松田修氏はこの愛欲絵巻の上に「かぶきぶり」を見「かぶきもの」の横行という慶長年間の異様な世相を見逃してはいないのである。（注二）

秀吉の死（慶長三年）、関ヶ原の合戦（慶長五年）は明かに「今は弥勒の世なるべし」と喜びをもって迎えられた桃山時代の終焉を意味している。この頃から大坂冬の陣（慶長十九年）、大坂夏の陣（元和元年）を経て寛永初年に至る、京都を中心とした世相はすこぶる複雑な様相を呈している。特に幕府が朝廷にとつた政策に焦点をしぼって見る。慶長五年九月、奥平美作守信昌が京都所司代として在京し、徳川幕府最初の所司代として、禁裏御所方公家衆門跡方の取締りに当たつたのである。（注三）翌六年には、板倉伊賀守勝重がその後任として交替し、元和五年六月まで在京したのである。慶長六年九月には禁裏仙洞公家達の領地を京都附近と定

め、それぞれの査定をし、更に皇室の経済的基盤たる御料地一
石というのが家康時代の本御料であった。^(注7)慶長八年二月には家康
に征夷大將軍宣下があり、同三月二十七日には、八条智仁親王・
伏見邦房親王を始めとし、九条閑白兼孝・一条前閑白内基・二条
前左大臣昭実・近衛左大臣信尹・鷹司左大将信房などの歴々の公
卿たちが、二条城へ祝賀のために出向いてゐる。^(注8)

これらは家康の権力の増大をのみ意味するものではなく、幕府
の朝廷政策の一端をも示し、幕府の支配権が如何に朝廷に過酷な
ものであつたかを知ることが出来るのである。一萬石といえれば最
低の大名で、これ以下は単なる旗本と呼ばれる武家たちであつた
かと思えば、その程度を知ることが出来る。尤もこれは本御料
でその他を含めて十萬石そこそこであつたとも云われるがそれに
しても、前述の所司代奥平家昌が後宇都宮の城主となりその時十
萬石を領したものと同じであるに過ぎない。

長い戦乱の後に、引きつづいて武士の支配下におかれ、何時果
てるとも知れぬ忍従の生活を余儀なくされた朝廷、公卿たちにと
つては、実にやり場のない生活を強いられたと云つてもよいので
ある。慶長十四年の「密通事件」の背後には、若い公卿たちのこ
うした行き詰つた気持の一つの爆發と見られなくはないのであ
る。そして遂には慶長十八年に公家法度が出され、その第一条に
は

一 公家衆家々之学問、昼夜無_二油断_一様可_レ被_二仰付_一事
と、暗に政治や武事に目を向けさせず、果ては「無_二指用_一所、町
小路徘徊」を堅く禁止せられ、公宴以外にひそかに勝負事をした

り、「於_二不行儀之青侍以下抱置_一者、流罪」とあらゆる芽を切取
る態勢を示している。^(注9)そして慶長廿年七月の禁中并公家諸法度に
は先ず

一天子諸芸之事、第一御学問也。

とうたい、貞親政要や群書治要を誦習すべきとし、更には和歌を
「我國習俗也」としてこれらを「御習学専要候之事」と、天皇の
為すべきことを規定している。そして武家の官位の授与を幕府の
手に移し、更には

一 閑白、伝奏并奉行職事等申渡儀、堂上地下輩於_二相背_一者、

可_レ為_二流罪_一事

と幕府の支配下にあることを明示している。^(注10)この公家法度におい
て、僧の紫衣が勅許によつてみだりに着用されることを禁止して
いることに對して、寛永四年にはその勅許の無効までを宣言し、
これに激怒した後水尾帝は讓位の内意を伝達し、仙洞御所の造營
に着手したり、沢庵らは声援として幕府への抗議等を行い流罪に
処せられるという、所謂「紫衣事件」に發展し、遂には家光の乳
母福を参内せしめこの無位無官の武家の召使に「春日局」の名を
賜わるといふ無理強い的事件となり、公家たちを痛歎させ、帝の
讓位にまで至っている。これらの公武の衝突をはらみつゝ歴史は
慶長から寛永へ流れて行つたのである。

以上のように見て行くと、慶長末の宮廷貴族たちの生活から
「密通事件」の必然性は肯定せられるのであるし、「うらみのす
け」における近衛殿の女房としての雪の前、ないしは、その周囲
の女性たちの愛情中心の生き方や生害に及ぶ考え方などにおいて

は、共通の背景の上に考えることが出来るのである。しかしながら主人公恨之介には必ずしもこの「密通事件」に通ずるものを発見することは出来ない。武士である恨之介は貴族としての猪俣侍従・花山少将・兼康備後たちとは、別の地下人として画かれ、更には「うらみのすけ」は中世風の一对一の恋物語であり、「密通事件」は集団の愛欲絵巻である。明かに次元の異なる内容であると云わざるを得ないのである。

注(1) 松田修「うらみのすけをめぐって」八国語国文・昭30・

12 V

(2) 日本古典鑑賞講座「御伽草子・仮名草子」八角川書店發行▽野間光辰「恨之介」解説 昭38・2

(3) 松田修「日本近世文学の成立」八法政大学出版局▽昭38

・11

(4) 「慶長見聞録」

(5) 「当代記」巻三

(6) 「史料による日本の歩み」近世編八吉川弘文館▽(六三)

禁裏仙洞御料立制

(7) 同前

(8) 「東照宮御実紀」巻五

(9) 「御当家令条」巻二

(10) 同前

二

これに対し、野間光辰氏はこの「かぶきぶり」の世相の上に立

って、松の丸番衆松平若狭守近次を恨の介のモデルに擬せられているのである。「台徳院御実紀」巻三によると、慶長十一年五月十日の条に

小姓兼歩行頭松平若狭守近次改易せらる。これは関原の前に伏見城にて戦死をとげたる五左衛門近正の二子なりしが、此頃甲州土西山といふ者閨夜にうたれたる事あり。その賊さだかならず、近次がしわざかとうたがわる。そのうへ宮仕する女房と密通の聞えあるゆへとぞ。

とある人物である。野間氏によれば、兄一生は父近正の死後、所領として下野国都賀郡板橋一万石を受け、慶長九年四月二十五日に病死し、その長子成重はその跡目を継ぎ、元和三年まで板橋一万石の城主となっている。したがって「うらみのすけ」において庄司の後家が恨之介を雪の前に引合すために、あやめの前に手引きを依頼するのであるが、その際、「ここにうらみのすけと申せし人、是は関東下野の辺に故有る人と聞えけるが」と紹介しているのである。

又家康の御小姓に列していた近次は、慶長八年家康の將軍宣下のための上洛に従って伏見城へ入っている。二月十二日家康の征夷大將軍宣下の日、近次は従五位下若狭守に叙せられ、同廿五日將軍宣下御拝賀のための参内に供奉し、翌廿六日武家拝賀のため参内している。又この年近次は御徒頭をも兼ねたのである。家康はこの時同十月十八日まで在京し、その間再三二条城に向向いているのである。その後、家康は慶長九年四月から九月、慶長十年二月から九月、さらに慶長十一年四月から九月と毎年のように上

洛滞在し、伏見城又は二条城にあってしばしば参内している。(註3)

とすれば、近次もその度に供に列したであらうし、伏見城又はその城下となる深草あたりに宿所をとったとも考えられよう。かくして「うらみのすけ」における恨之介の最後が深草の宿であったことに符合するのである。また恨之介の友人たち、夢の浮世之介、松の緑之介、君を想ひの介、中空恋之介の四人はいづれもはつきり武士とは示していないが武士らしい人物と見ることが出来る。以上が野間氏が近次をもって恨之介のモデルとする拠り所である。

更に氏はこの近次が慶長十七年壬子の歳に伏見に没したと見てこの「うらみのすけ」の成立を慶長十七年以後間もない頃とされているのである。すなわち「当代記」の記事

去比松の丸番衆松平若狭守子年於伏見死す 女事に付て改易也

の割注「子年於伏見死す」を近次自身の説明と解したものである。これはどうも行き過ぎである。

近次の改易は慶長十一年であり、改易後六年も過ぎた侍の没年をここに注することは常識では考えられないことであり、「台徳院御実紀」でも「慶長見聞録案紙」でも、父の五左衛門の伏見城においての戦死を挙げ、近次がその二男であることを注記しているのである。

この五左衛門の戦死は慶長五年庚子の八月であり、この「当代記」の割注「子年於伏見死す」は五左衛門の注記である。その戦死は伏見の籠城においてであり、五左衛門と同役であった鳥居彦右衛門元忠が、伏見城の守備を命ぜられた時の言として「東照

宮御実紀」巻四には次のように伝えている。

君(家康)此時、当城へ残し留る人数不足にて、汝等苦勞なりと仰ければ、元忠承り、某は左は思ひ候はず。天下無事ならんには当城守護せん事、某と五左衛門人にて事たり候べし。もし世に變ありて敵大軍を以て当城をかこまん時は、近国に後詰する味方なし。とても城に火をかけ討死するの外は候はねば、御人数多く当城に残し給はんこと詮なしとぞ申けるとぞ

すなわち、関ヶ原の合戦の前にして伏見城の守備は必死の覚悟を必要とするものであり、命じた家康にしても討死を予測しながらのものであったというのである。ともあれ、上杉討伐のため東下した家康の虚をついて、大坂方は伏見城を囲み開城を迫り、元忠拒んで応ぜず、千八百人を以て城を守り、七月二十五日より毛利・島津・鍋島らの大軍に包囲せられ、奮戦をつづけ、八月一日五左衛門戦死、天守閣も炎上、遂に元忠も自刃して果てたというこの壮烈な戦死は、記録に備する壮挙であったと云えよう。さればこそ「徳川実紀」などでも、この五左衛門一家の記録には、この五左衛門の子年の討死を引ききいに出しているのである。従って先の「当代記」の割注を、近次自身のこととは到底考えられない処である。従って「うらみのすけ」の成立を慶長十七年以後とする根拠は全くないとならなければならない。

しかも野間氏は雪の前の境遇が「聚衆物語」に見える白井備後守の姫の境遇に近似していることを説きながら、これを断定することを避けておられるが、これを断定すると十六才の雪の前の自

害したのは慶長十四年となり、先の類推とに矛盾を生ずるので、これを避けられたものと考えられるのである。

そこで慶長十七年以後の成立は一応否定するとしても、近次を恨之介のモデルとするのはどうであろう。確かに慶長末年の伏見城勤番の武士たちには、何となくすさんだ空気がある。慶長十年には伏見城中法度を出して、若い武士たちの行き過ぎを規制しようとして^(注3)いる、慶長十二年には伏見城在勤の御家人稲葉甲斐守通重など十名が乱行により改易^(注4)、慶長十四年にも伏見城の番士十数名が切腹又は改易となりその監督者であった水野市正忠胤が切腹となっている。近次もこれらの武士達の一人であったわけで、その限りでは恨之介のモデルと見ることに差支えはなさそうである。

しかしながら恨之介を始め友人たちも作中において武士とする依り所はない。敢えて云えば深草の宿に恨之介を見舞った友人たちが、

我々が存分には命の限りにいざやただ、近衛殿へまゐりつゝ門のほとりにかくれるて、かの姫のいづかたへも御出でのなき事よもあらじ、もしさもあらばかの君を、中にてうばひ取り申さん。自然とがむる人あらば、腕の骨のつづかんほど、太刀の柄のあらんがかぎり、斬り乱すものならば思ひ合せ此五人、いかなるたけきものふども、固めむたりし関なる共うち破らんは安かりけり。

とりきむあたりにはそれらしき面影が見ることが出来るようであるが、確定的なものではない。

まして主人公である恨之介には関東武士の面影を見ることは不可能なばかりでなく、「うらみのすけ」の巻頭において清水寺参詣の群衆の中に只一人で姿をあらわした恨之介、参籠する姿、そして雪の前と別れた後の様子といい中世的恋物語の主人公から一歩も出たものではない。例えば遊山している人々を見て「世にありがほはうらやまし」と思い、「わが身の程を案じ」、「しばしなぐさむかたもなし」とする恨之介には従五位下若狭守としての近次、征夷大将軍家康の近侍たるの近次らしい武士のイメージは全く見とられないのである。野間氏は宮廷女房との密通という契機をあまりに重視せられたため、近次をして恨之介のモデルとせずにはいられなかったのである。

「うらみのすけ」の新しさとか、近世的な仮名草子としての存在意義は、恨之介の恋物語という点にあるのではない。作者はこの恋物語という形を借りて語りたかったことは全く別のことなのである。

- 注(1) 日本古典鑑賞講座「御伽草子・仮名草子」中の野間光辰「うらみのすけ」の解説 昭38・2(八角川書店)〈
- (2) 「東照宮御実紀」巻五
- (3) 「台徳院殿御実紀」巻二
- (4) 「同前」 巻六
- (5) 「同前」 巻十一

三

この「うらみのすけ」において、主人公たる位置は恨之介より

もむしろ雪の前に与えるべきだったのではないか。作者の志向する所もそのように思われてならない。第一に主人公と見られてゐる恨之介はきわめて類型的な中世の恋物語の主人公にその姿を借りてゐるからである。恨之介の像の上には「朝顔の露の宮」の露宮にも、「はにふの物語」の近衛殿の若宮にも、又「横笛草紙」の滝口にも通うものがある。その新しさは葛の恨の介を始めとし、その友人達もそれぞれ夢の浮世の介、松の緑の介、君を思ひの介、中空恋の介と、いづれも「かぶき者」を思わせる名前で呼ばれてゐる点であろうか。慶長十七年六月八日江戸で召捕られた「かぶき者」大鳥居逸平（一に大鳥一兵衛）の一党の面々に、大風嵐之介、天狗摩右衛門、風吹散右衛門という名があがつてゐることからも、恨の介以下にはそうした「かぶき者」的なモデルを見ることが出来る。しかもそれは特定なモデルを意味するのではなく、時好に合った設定と見るのが妥当と考えられる。「かぶきもの」の呼称は慶長八年以前からしばしば京で上演されたお国などの女歌舞伎からと云われるが、これには単に「異装をする」とか「乱暴・狼藉を働く」というだけの意味ではなく、「伊達者」とか「遊び者」「好色者」の意味をも含んでゐることから見れば、恨之介以下を「かぶき者」とするに異論のないところである。とはいうもののこの恨の介以下の友人達の人物設定はそれ以上には出ず、境遇・身分にふれる処は全くないと云つてよいのである。それとは正に対照的に雪の前の境遇に関しては実に明瞭である。そのみならず、雪の前は秀次謀反事件に連坐した木村常陸守の遺児として設定せられ、実在の背景を以て登場している。更

に同輩のあやめの前は菊亭殿（今出川氏）の女であり、くれなるは雪の前を育てた服部庄司（常陸守家臣）の後家の妹という風に一応周囲の人物も現実的に処理されている。そのみならず、あらためて雪の前の周囲を検討して見ると、次のような点が特に目につくのである。

この雪の前の境遇は庄司の後家によって、たずねて来た恨之介に語られるのであるが、その物語は秀次の謀反事件にはじまり、古活字本で約十丁に余る長物語となつており、その内の四丁程が秀次寵愛の女たちの最後の描出に費してゐるのである。これは作者にとつて語りたい内容であつたと見られよう。そして奇妙なことは、秀次の妻妾や子供たちが史実では文禄四年八月二日、三条河原に引き出され、全員が打首に処せられてゐるにもかかわらず「うらみのすけ」では三十余人の女たちが、すべて自刃し果ててゐることである。

「聚楽物語」下巻「若君并卅余人の女房達洛中被渡付最後事」によると、検死役としての石田治部少輔、まし田右衛門尉が立ち合い、「まづ若君を害し奉れ」と下知し、車より降した若君たちに父秀次の首を見せる。そして、

貴賤の見物守護のもののみ、太刀どりに至るまで、皆涙にくれて前後をわきまへざるが、心弱くはかなふまじきと思ひ、まなこをふさぎ御心元を一刀づつに害し奉れば、母上たちも人目も恥も忘れ果て、我をば何しに早く害せぬぞ、死出の山、三途の川を誰かは御介錯申すべきぞ。急ぎ我を殺せ我を害せよとて、むなしき御死骸を抱きつつふしまろび給ふ

御有様は焼野の雉子の身を捨て、煙にむせぶに異ならず。

と子供達を害せられた女たちが死を急ぐ、そして女たちは目録の順に従って処刑されるのである。一番から三十四番の御末の女房まで一人々々の名を上げ、その辞世を入れ、処刑の様子が描かれているのである。そして処刑は「うたれ給ふ」「西に向ひ十念し給ふを太刀どり御うしろにまはるかとおもへば、御首は前にころびける」「両眼をふさぎ観念しておはしけるを、水もたまらず御首打ちおとす」或は、「念仏申して首をのべて打たれ給ふ」という風で、全部が打首によって処刑されているのである。

「うらみのすけ」の後家の物語では、この妻妾群の一人々々の描出はなく、出群国最上殿の女、おこぼの上臈(上臈)という十六才の女性を主だった女性として画いて居る。秀次の死骸にまみえた喜びを述べ辞世の歌を作る。これにつれて他の女たちも我がちに歌を作る。やがて、

その後おこぼの仰せには「いづれも念仏したまへや」といひもあへず、きぬの下より守り刀をぬき出し、切先をくはへつつ南無阿弥陀仏を最期にてうつぶし給ふ。残りの姫たち御らんじて「あらずとしの最期や」とわれもわれもと御自害し給ふ也。

とすべが自害し果てるのである。そして作者は

此姫たちの有さまたとへん方もなかりけり。心のたけきものふも是にはいかでまさらんと貴賤上下おしなべて、あはれと云はぬ人もなし。

と述べ、後家の物語の中に感動的な場面として画き出されている

のである。

雪の前の境遇を語るのならば、むしろ木村常陸守に筆を用いるのが当然であり、この後家にとつても直接の主君であるのだから秀次の妻妾たちの最後を描くよりも常陸守夫妻の最後を語るのが順序であろう。にもかかわらず傍系の話題をとり上げている点にも、また打首による処刑という史実をあえて自害として語られている点にも、作者の意志が特に加わっているように考えられる。

しかもこの自害している場面は、この作品の結末において、庄司の後家を始め、あやめの前、くれなゐと、雪の前をとりまく女性たちが、恨之介死去の報に接して悲歌のあまり死んで行った雪の前の後を追って自害し果てるという場面と対照的に画かれているのである。

雪の前と一夜の逢瀬の後、きぬぎぬの朝、恨之介が「又何時ぞ」と聞いたのに、雪の前が一後生にて御見参に参り候べし」と答えたために、恨之介は来世の事で今生では会えぬものと悲歎の末、遂に深草の病床で死んで行く。その最期の文を見た雪の前は悲しみのあまり氣を失って死んでしまうのである。そしてその後を追う庄司の後家以下三人が自害するわけであるが、これは決して恨之介の後を追ったものではなかった。例えば庄司の後家は、

庄司に別れし其の時に諸共になりゆくべきを此の姫ゆへにこそとまりしに、此の姫はかなくなりたまへば、此の世にありて千年をたもち、万年のよはひかや、春とどむるに春とどまらず、人かへって寂莫たり、願誓のかためをきかぬ生死の道なれば、一度生をうけ、滅せぬ人のたれかある。

と述懐し、「西にむかひ手をあはせ」て、「此の姫にいだきつき自害してこそ死したりけり」とある。又、あやめの前は、

その上みづからが文のかよひの事のみして、いろいろにくどきしに、只何事もみづからにこそまかすると心をおかず、まことにおとといより外に、互ひに思ひし中なるに、後世まで契らん

と親密だった雪の前の後を追い、召し使われていたくれないも「三途の御ともこそ」と三人の死骸をひきつくろひ、その上に薄衣をひきかけて後、みづから心元を刺し立て死んで行くのである。

これらの描写によると、三人の自害は雪の前の死に契機があり、恨之介の介在の意識も、密通などの罪悪観も見取ることには出来ないのである。そしてこの三人の自害は、雪の前の

うらみ殿の心のうちおしやられて、今さらに消え入りたまふと思ひしに、まこと堪えかねて、あつとばかりにのたまひて姫もむなしくなりたまふ。

というあつけない最期に比して、作者の行き届いた筆が用いられているのである。

以上の二つの場面は明らかに共通の意図が見られる。「うらみのすけ」の題名や、恋物語という点からは、いずれも傍系の場面でありながら、実はこの作品の个性的な部分を形成しているものであり、この二つの場面を除いたならばこの作品は単なる中世風の恋物語にすぎないものとなり、類型的なお伽草子から一步もぬものとならう。すなわち「美人くらべ」や「朝顔の露の宮」など

と大差ない恋物語となってしまうのである。かりに武士と宮廷女房の恋物語としても、滝口入道と横笛の「横笛草紙」や、佐藤憲清と鳥羽院の後の「西行」などに見られる形であり、恨之介の友人などを仮に殺伐な武士の姿としても、それらは「三人法師」や「あきみち」などにその先蹤を見ることが出来るのであって、この二つの場面の独自性は見逃すわけにはいかないのである。極言すれば作者の第一の意図が、この二つの場面において、この場面を組入れるにふさわしい恋物語の形式が求められたと考えられ、恨之介はこの二つの場面を中心に利用され、適当に使われた人物だったとも云い得るのである。さればこそ、恨之介の境遇は無視され、雪の前の境遇の設定にしても、その周囲の女たちにしても一応はつきりした位置を示すという配慮がなされているのである。かくしてこの二つの場面から、私は「うらみのすけ」の発想は殉死という当時流行した事象の上に誕生したものと考えるのである。

注(1) 「古事類苑」法律部下編下八慶長日記▽

- (2) 一番、一の対の局、前の大納言の女。
- (3) 二番、御つま御前、三位中将の女。
- (4) 五番、尾張国山口松雲の女、御百丸の母。
- (5) 九番、尾張国堀田次郎右衛門の女。
- (6) 「聚楽物語」にこの名の女性は二十二番として、「おこ

ぼの御かた十九才、近江国生杖権之介といふ人のむすめなり。」とある。最上殿の女としては十一番に当り「おいま御前、出羽国最上殿の御女十五才なり」とあり、更に処刑

○年文祿四年の七月始めに召し出され「はるばるの旅疲れとて未だ御見参もなかりつるうちに」この事件に連坐し淀君が助命を乞い、秀吉も「鎌倉につかはし尼になせ」と云い出され、早馬で使者が駆けつけたが、「いま一町ばかり、着かざるうちに害しけるこそあはれも深く、いたはしけれ」と特に薄命な女性として画かれている。

四

慶長、寛永から寛文三年（一六六三）の殉死の禁令発令まで主君の死去に際して追腹を切ることが、一つの風習の如くになった時代である。「うらみのすけ」が成立したと考えられる慶長末年は、この殉死の流行の始った時期であり、人々の耳目に強く印象付け、且広く喧伝された時代であった。

その爆発的流行のきっかけとなったのは慶長十二年（一六〇七）三月五日尾張国清洲城主、三位中将松平忠吉の死去の折であったといわれる。

台徳院御実紀卷五、慶長十二年三月の条に

六日、薩摩守忠吉卿の家土石川主馬吉信、稲垣将監忠政、中川清九郎某けふ殉死せしとぞ。（一説に五日。一説に正木左京、千本掃部といふ名をしるす。又四十八人といふ説あり。）とあるのがそれで、更に、

十七日、薩摩守忠吉卿の家司小笠原和泉守吉次が子監物忠重は、幼童たりし時より卿の寵眷を蒙りしが、去年よりいささか御けしきにたがひ、奥州松島に蟄居す。しかるに卿のうせ

給ひしをきき、俄に松島を立出しが、卿増上寺に葬らるるよしをききて、この日寺に至りて殉死す。

とあり、浦賀に閑居していた平岩長右衛門親直の殉死と、都合五人の殉死者を記録している。四十八人という説は、後に大名の死に対して殉死者の多いのを誇るようになってあらためて云い出された説であろう。十七日の忠重の殉死には裏話があつて、この時父の和泉守吉次は葬理の役で、卿と同じ墓域に殉死者を葬るので棺の用意をさせるのに、殉死者三人に対して四つの棺を用意させた。部下は不審があつたが、そこへ忠重が駆けつけ勘気赦免を祈り霊前で割腹し、殉死の列に加えられ四人の殉死者となつたのである。これは父吉次の忠告によるものであつたと思われるが、そこには既に殉死を利用して家名を上げようとしたり、子孫の利益をはかろうという悪弊の萌芽が見られる。

この慶長十二年の殉死流行のきっかけであつたことは、同年閏四月八日越前中納言秀康の死去の際、翌九日土屋左馬助、永見右衛門等が殉死したのであるが、その殉死者の言として

尾張家にはなじかはおとるべきに六十日余り後れし故、日本追腹の**手本**とならざること口惜しし。（塩尻）

と伝えられているところから判る。この秀康の殉死者二名と少いのは、家康が殉死の禁すべき由を伝えたからと云ふ。ところが四年後の慶長十六年（一六一一）正月二十二日の島津義久入道（庄と）龜伯の死去の際には十五人の殉死者を記録している。家康の（庄と）薨去には殉死の禁止を口にしていただけに殉死者一名と少かつたが、秀忠の（庄と）薨去には、老中であつた森川出羽守重俊が殉死をしたのに、特

に殊遇をうけた永井信濃守尚政が剃髪しただけだったのを諷して
長居（永井）して人のそしりやなほまさる出羽（森川出羽
守）に越されて品の（信濃）悪さよ
との落首があったと云われている。従って寛永の中頃には、もう
主君の死に際して殉死するのが当然という風潮になっていること
を示している。

とすれば「うらみのすけ」成立の通説となっている慶長十四年
から元和初年頃は、明らかに世人が殉死というものに驚嘆と敬意
を示しはじめた時代であったといえよう。庄司の後家の物語の中
で、秀次の妻妾たちの自害を語り、つづけて、

心のたけきものふも是にはいかでまさらんと貴賤上下おし
なべてあはれと云はぬ人もなし。

と述べているのは、主君の死に殉ずる真情と死を潔しとする精神
への敬意を含んでの発言ではないだろうか。

武士たちの殉死は、主君の馬前に花々しく討死することを唯一
とした戦国武士の覚悟に発するものと云われ、その機会を失って
行つた世にあって、ひそかに脾肉を嘆ずる武士達の逃げ道であつ
たかもしれないし、家名を揚げる機会を失つた時の脱出口であつ
たかもしれない。しかしこの「うらみのすけ」における殉死は女
性のそれであり、武士たちの動機からは考えることは出来ない。

秀次の妻妾たちのそれは、いわば如何にしても抵抗し得ない権力
の下にはろび行くものの姿であり、雪の前をとりまく女性たちの
それは、現実にあらゆる現世的喜びを失つた貴族女性の悲しみが
あるのではないか。このような象徴的な意味を「うらみのすけ」

の作者が、果して意識していたか否かは知るすべはない。

しかしながら、殉死という近世初頭らしい事象にその発想を見
るとき、慶長から寛永という徳川幕府の中央集権的な強力な政治
態勢の樹立期を背後に、これらの女性たちの殉死を美しく歌い上
げ、仏教的色彩をもつてたたえ上げ、

これを見る人聞く人の上古も今も末代もためし少き事ぞとて
感ぜぬ人はなかりけり。

と結んでいる作者の胸中には、上記のごとき象徴的な意図がなか
ったとは云い切れぬものが感ぜられてならないのである。

注(1) 斎藤隆三「近世日本世相史」第一期第一章

(2) 元和二年（一六一六）四月十七日

(3) 寛永九年（一六三二）正月二十四日

(4) 斎藤隆三「近世日本世相史」前出

五

以上の発想への考察において、「うらみのすけ」の成立年代を
定めることは出来ない。発想という点においても未だ十分とは云
えない。例えば作者にとつて身近に起つた殉死事件が契機になつ
たものかもしれないし、特に女性中心、又は女性を含めた殉死事
件が現実にあつたものかもしれない。それらがぎめられない以上成
立年代は、従来の慶長十四年以降元和初年頃までに成立発行され
たとする通説に従うのが妥当のようである。

しかしながら「うらみのすけ」の近世初頭らしい新しさの焦点
をこの「殉死」という点に発見するとき、改めて慶長末から元和

初年という年代に成立を考えることが妥当と考えられるのである。すなわち「殉死」ということが新鮮な話題として語られ噂されたこの年代にこそその発想があつたと見るべきなのである。

更に現在、その発行の認められている「うらみのすけ」の諸板を拾つて見ると、古活字本、寛永製板本の他に、次の諸本が報告されている。明暦二年板（高橋清兵衛開板）、寛文四年板三種（一、江手版―三月、山本九左衛門板。二、江戸版―松会開板。三、十二月山本九右衛門板）、寛文六年板（九月、山本九左衛門板）などである。この内寛文四年（一六六四）に三種が発行されている。成立の慶長末から約半世紀も後のこの年に三種類の「うらみのすけ」がしかも江戸で発行されたわけで、ここにも此の作品の焦点が殉死であつたことが明かに示されているのである。

すなわちその前年の寛文三年五月二三日に殉死の禁令が出ていたのである。殉死の禁令は後世史家によって家網時代の善政の一つに考えられているのであるが、当時の世人が如何に受取つていたかは詳かではない。しかしながら、その後天和三年（一六八三）にも、宝永七年（一七一〇）等にあつたためて禁令を発していることから考えても、又いつの世にも一般世人が保守派であることを前提としても、殉死を快挙と賞讃する傾向にあつたことは否めないものである。しかも主君の死に殉ずる壮烈な精神は、――その裏面に巧利的目的が含まれていたにせよ、彼らには否定すべきものとは決して写らなかつたと云いうるのである。さればこそ、世のえせ者たる出版業者たちが、あらためて殉死が喧しく世人の口にもぼつたであろうと考えられる殉死の禁令をきつかけに、この物

語を再板するに至つたものと考へ得るのである。しかも焦点は恋物語に含まれた女性の殉死であるだけに幕府の取締りの危険もなく、又武士の読者をめざしての江戸板でもあつたと考えれば、この寛文四年の三種の江戸板の出版に必然性を認めざるを得ない処である。しかもこの寛文板本では、清水参籠の場を短くまとめ、秀次の女たちの殉死には十人十首の辞世を加え、雪の前の急死にもあやめの前との対話が加わり不自然さがのぞかれ、驚き悲しむ庄司の後家も激情の中に殉死して行く形となおしている。これらを通して「うらみのすけ」の発想を殉死としなければ、解することの出来ぬ幾つかの問題点があることを知ることが出来るのである。

確かに女性ばかりの殉死を狙いとすることの作品は異色であり、「朝顔の宮」の如く恋人の墓前で自害するものや、「藻屑物語」の如く実説にもとづき男色にからむ二人の武士の切腹を描いたものは散見せられるのであるが、比較すべき先行作品を見ることは出来ない。誠に近世初頭らしい、独創的な作品と云わざるを得ないのである。（昭・40・5・15脱稿）

注(1) 近世文芸資料7「初期仮名草子集」解説における横山重氏森武之助氏の説による。

- (2) 同 右
- (3) 柳亭種彦「好色本目録」追記に報告せられている。
- (4) 寛文四年板の複製。